

令和4年12月定例会 意見書・決議案一覧

意見書案番号	件名
第1号	旧統一教会による被害者への救済措置の早急な実施等を求める意見書
第2号	加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度の創設を求める意見書
第3号	知的障がい者・知的障がい行政への国の対応拡充を求める意見書
第4号	带状疱疹ワクチンの接種への助成及び定期接種化を求める意見書
第5号	子どもに係る医療費助成の充実を求める意見書
第6号	敵基地攻撃能力の保有、軍事費2倍化、大增税に反対する意見書
第7号	米軍経ヶ岬通信所関係者による人身事故に関わる政府と米軍の対応に抗議する意見書
第8号	介護保険制度の大改悪に反対する意見書
第9号	マイナンバー保険証及びオンライン資格確認の義務化を撤回することを求める意見書
第10号	教育費の保護者負担軽減を求める意見書
第11号	教員定数を改善し、少人数学級を進める意見書
第12号	原子力発電所の建替えや運転期間延長などの新方針撤回を求める意見書
第13号	鉄道網の維持・活性化を求める意見書
第14号	北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書
第15号	消費税引下げとインボイス制度の中止を求める意見書

決議案番号	件名
第1号	子育て支援医療助成制度について早急に高校卒業まで無償とすることを求める決議
第2号	教育費の保護者負担軽減を求める決議

決議案第1号

子育て支援医療助成制度について早急に高校卒業まで無償とすることを求める決議

安心して子育てをする上で、親の所得に関わらず、子どもたちが医療を受けることができるようにすることは基本である。しかし、7人に1人が相対的貧困状態にあると言われるように、子どもの貧困が深刻化する中で、必要な受診まで我慢せざるを得ない実態が進行している。また、合計特殊出生率が下がり続けるなど、京都府の少子化も深刻な事態となっている。長引くコロナ禍や物価高騰が府民生活を直撃し、少子化への対策も急がれる中、子どもの医療費の無償化の拡充は喫緊の課題となっている。

そうした中、本府では子育て支援医療助成制度のあり方検討会が2回開催されているが、拡充のスケジュールも明らかにせず、所得制限を加える議論も行われている。今必要なのは、全ての子どもの医療費無償化の早期実現を、府が早急に決断することである。

については、京都府におかれては、子育て支援医療助成制度について、早急に高校卒業まで無償とすることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年12月 日

京 都 府 議 会

意見書案第1号

旧統一教会による被害者への救済措置の早急な実施等を求める意見書

旧統一教会（現「世界平和統一家庭連合」）とその関連団体の反社会的活動が明らかになり、大きな社会問題となっている。

旧統一教会は、「靈感商法」や多額の献金の強要、集団結婚などにより、多くの被害者を出してきた。

こうした事態の重大性を踏まえ、更なる被害を防ぎ、被害者を救済する措置の早急な実施が強く求められる。

については、国においては、次のとおり対策を求める。

- 1 旧統一教会の問題に関し、「宗教法人法」に基づく報告徴収、質問権の行使等を通じ、事実把握・実態解明に努めること。
- 2 信教の自由等に十分配慮しながら、被害者救済新法「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」を円滑に運用することにより、実効性のある被害者への救済措置を早急に講ずること。
- 3 被害者本人や宗教二世等の被害者の家族が抱える問題等の解決に向けて、きめ細やかな相談・支援体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成4年12月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
法務大臣	齋 藤 健 殿
文部科学大臣	永 岡 桂 子 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品衛生）	河 野 太 郎 殿
国家公安委員会委員長	谷 公 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

意見書案第2号

加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度の創設 を求める意見書

加齢に伴う難聴は、日常生活を不便にし、症状の進行により人とのコミュニケーションが難しくなることで、高齢者の社会的孤立やうつ病、認知症につながるのではないかと考えられている。

また、平成27年1月に策定された認知症施策推進総合戦略においては、難聴は、加齢や遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷等と併せて認知症の危険因子とされている。

しかし、日本において補聴器の価格は、安価なものでも片耳で数万円、高価なものでは数十万円にもなるが、保険適用はされず、全額自費となるため、低所得者にとっては補聴器の購入が困難な状況であり、そのことが補聴器使用率が欧米諸国と比べて低い要因となっている。

現在の補装具費支給制度は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者のうち、障がい者手帳を所持する両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者が対象となっている。41デシベル以上の中等度以下の難聴者に関しては、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象はわずかで、購入者の約9割は自費で購入せざるを得ない状況にある。

については、国におかれては、「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の結果を早期に取りまとめ、加齢性難聴者に対する補聴器購入について、補装具費支給制度の対象の見直しや新たな公的支援制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

知的障がい者・知的障がい行政への国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」において、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」においてそれぞれ定義されている。

ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」において知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

そのため、身体障がい者手帳及び精神障がい者手帳については、それぞれの法律に基づき交付・運用されているが、知的障がい者の療育手帳は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断で定められた実施要項により、交付・運用されている。その結果、知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差が生じ、自閉症の方への療育手帳の交付については、都道府県等によって対応が異なるなどの事態が起こっている。

については、国におかれては、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等を踏まえた障がいの程度区分の基準やその判定方法の在り方を検討し、手帳制度をはじめとする知的障がい行政について法律による全国共通の施策として展開するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

意見書案第4号

带状疱疹ワクチンの接種への助成及び定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した方が、加齢や過労、ストレスなどを原因とした免疫力の低下により、体内に潜伏する水痘・带状疱疹ウイルスが再燃することなどで発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症が残るケースもある。

例えば带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などが引き起こされ、目や耳に障がいが残ることもあるともいわれている。

この带状疱疹の発症予防のためには、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

については、国におかれては、一定の年齢以上の国民に対する带状疱疹ワクチンの有効性等を早急に確認し、接種への助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

子どもに係る医療費助成の充実を求める意見書

京都府では、子どもや子育て世代を社会全体であたたく見守り支え合う「子育て環境日本一」の実現に向け、結婚から出産、子育て、教育、就労まで切れ目のない施策を推進している。

特に、教育費や医療費等の子どもに係る経済的な負担の軽減が重要であり、そのための取組の一環として、京都府では、市町村と連携し、医療費助成を実施しているところである。

京都府の制度は、全ての子育て家庭を社会全体で支える観点から、親の収入に左右されることなく、安心して子どもが医療を受けることができるよう所得制限を設けないこととしており、平成5年の創設から、この間、対象年齢の拡大や自己負担上限額の引下げを行い、現在では、入院、通院とも、中学生までの全ての子どもを対象としているところである。

また、厚生労働省が実施している「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」によると、全ての都道府県・市町村において乳幼児等に係る医療費の助成事業を実施している状況にあり、子どもに係る医療費助成は全国的に要請されていることからナショナルミニマムとして、国において、制度を創設すべきものとする。

については、子育て環境の更なる充実を図るため、国において、子どもを対象とした医療費助成の制度化を強く要望する。

また、制度創設までの間は、都道府県・市町村の施策を支援するために十分な財政措置を講じるよう、併せて要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿
こども政策担当大臣	小 倉 将 信 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

敵基地攻撃能力の保有、軍事費2倍化、増税に反対する意見書

政府は、新たな「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」の安保3文書を閣議決定した。その内容は、「敵基地攻撃能力(反撃能力)」の保有、5年間で43兆円規模への軍事費拡大など、憲法の恒久平和主義に基づく戦後日本のあり方を根底から覆すものである。

敵基地攻撃能力(反撃能力)の保有は、歴代政府の「相手国に攻撃的脅威を与える兵器の保有は憲法上許されない」との憲法解釈に照らしても、憲法違反は明白である。

2015年の安保法制では、米国が海外で起こす戦争での「集団的自衛権行使」を可能としているが、今回の「3文書」では、日本が攻撃されていなくても「敵基地攻撃能力」を行使し、自衛隊が相手国への攻撃を行うことができるとしている。そうなれば相手国の報復攻撃を招くことは明らかであり、「国民を守る」どころか戦火を呼び込み、国民を戦争に巻き込むことになる。

さらに政府は、軍事費を5年間で43兆円、GDP比2%規模へと倍増し、米国、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国化、トマホーク・ミサイルなど他国を攻撃できる大量の兵器取得をねらい、その財源確保のために国民に増税を課そうとしている。当面の、復興特別所得税の期間延長と流用、「歳出削減」の名によりいっそうの社会保障削減、医療関係の積立金やコロナ対策費などの流用、国債の増発などに加え、今後の増税規模は「1兆円」程度でとどまる保証はなく、さらなる増税が国民に押し付けられる危険が大きい。

日本の真の安全保障と戦争の心配のないアジアをつくり出すためには、「軍事対軍事」一辺倒ではなく、東南アジア諸国連合などの取組に学び、特定国を排除せず、地域の全ての国を包摂する平和的な枠組みをつくる必要があり、憲法9条を生かした平和外交に取り組むことこそ、世界から求められる日本の役割である。

ついては、日本の国のあり方を根底から覆す大軍拡と増税を中止すること及び安保3文書の閣議決定の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
法務大臣	齋藤健	殿
外務大臣	林芳正	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
防衛大臣	浜田靖一	殿
内閣官房長官	松野博一	殿
国家公安委員会委員長	谷公一	殿

京都府議会議長 菅谷寛志

意見書案第7号

米軍経ヶ岬通信所関係者による人身事故に関わる政府と米軍の対応に 抗議する意見書

11月8日夕刻、京丹後市三津で、米軍経ヶ岬通信所（Xバンドレーダー基地）所属の米軍属の車両が高齢の歩行者と接触、負傷させる交通事故が発生した。警察官によって救急車が呼ばれ、病院に搬送された人身事故であるにもかかわらず、防衛省は「軽微な事故」として扱い、京丹後市に物損事故として報告していた。また、府に防衛省近畿中部防衛局から「接触事故があった」と連絡があったのは、事故発生から2週間以上が経過した11月25日である。防衛省は、11月30日に開催された「経ヶ岬通信所安心・安全連絡会」において、ようやく人身事故があったことを認め、「受け身の対応を反省している」と述べた。府民住民からは不安と怒りの声が寄せられている。

そもそも、米軍関係の交通事故は「加害、被害を問わず全事故を速やかに京都府と京丹後市に報告する」とされたルールが、4年前に「人身などの重大事故は速やかに報告する」に改悪されたものである。さらに、今回の事故は明確な人身事故であるにもかかわらず、米軍、防衛省が「軽微な事故」として対応を行ったものであり、「隠蔽」したともいえる事件である。また、今回の事故の経緯を見れば、米軍基地存在そのものが住民のいのち、暮らしの安全と両立しないことは明白である。

ついては、国におかれては、次のことを行うよう強く求める。

- 1 政府が、事故の状況・経過や、事故原因・責任の究明などを明らかにすること。また、被害者に対し誠実な対応と補償を行うこと。
- 2 米軍関係者による事故情報は、加害・被害を問わず全てを明らかにするルールに戻すこと。
- 3 日米地位協定の改定を強く求めること。
- 4 米軍による約束違反は明確であり、住民の安全を脅かす危険な米軍基地については、速やかに撤去を米軍に通告し撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長 細田博之 殿
参議院議長 尾辻秀久 殿

内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
法務大臣	齋	藤		健	殿
外務大臣	林		芳	正	殿
防衛大臣	浜	田	靖	一	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

介護保険制度の大改悪に反対する意見書

厚生労働省の社会保障審議会・介護保険部会は、2023 年度以降の制度改定に向けた検討を行い、すでに「給付と負担に関する指摘事項について」として計 7 項目に及ぶ大改悪メニューを示した。

その内容は、2024 年に向け、介護保険利用料の 2・3 割負担の対象拡大や、要介護 1・2 を介護保険給付から外し、要支援 1・2 と同じように市区町村が運営する「総合事業」への移行の検討、ケアプラン作成の有料化、介護保険料の納付開始年齢（現行 40 歳）の引下げ、受給年齢（原則 65 歳以上）の引上げの検討、福祉用具の貸与から購入への変更等、「保険あって介護なし」をいっそう進めるものとなる。

今後、政府は年内に結論を取りまとめ、2023 年の通常国会で介護保険法改定案の成立を狙っていたが、多くの国民的な批判を前に、先延ばしをすることを示さざるを得なくなった。

2025 年には、団塊世代が全て 75 歳以上となり、厚生労働省は要介護者が 600 万人を超すと試算しており、今後、介護保険制度の大改悪が進められれば、多くの介護難民があふれ、「介護の社会化」でなく、介護の自己責任が求められることになる。

ついては、国におかれては、介護保険制度の抜本改悪をやめ、自助・共助の押し付けでなく、憲法 25 条にのっとった「社会保障制度」、「介護保険制度」となるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
経済産業大臣	西 村 康 稔 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣	後 藤 茂 之 殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

意見書案第9号

マイナンバー保険証及びオンライン資格確認の義務化を撤回することを求める意見書

本年6月、政府は、「骨太方針2022」を閣議決定し、オンラインによる資格確認について、保健医療機関・薬局に対し、2023年4月からの導入を原則として義務付けるとともに、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」に切り替えるとともに、「健康保険証の原則廃止」方針を発表した。

これらに対し、「マイナンバーカードがないと医療が受けられなくなるのか」、「マイナンバーカードを管理できない人や、所持したくない人はどうなるのか」等、患者・国民に困惑と不安が広がっている。そもそも、使い慣れた保険証をわざわざ廃止して、マイナンバーカードに一本化してほしい等、国民は望んでいない。

さらに、医療現場から怒りの声があがっている。全国保険医団体連合会のアンケート調査によれば、約8割の医療機関が反対し、多くの医療機関が、「必要性を感じていない」と答えるとともに、「マイナンバーカードの紛失・漏えいが心配」(71%)、「セキュリティ面の不安」(67%)、「設備投資やランニングコスト上の負担」(85%)などの懸念が寄せられ、すでに運用を開始している医療機関の約3割でトラブルを抱える事態となっている。

12月11日現在、マイナ保険証に対応できる医療機関は4割にとどまり、体制整備ができないことから、義務化を契機に閉院・廃院を検討するところも各地から出ており、地域医療の疲弊・崩壊に拍車をかけることが危惧されている。

法的には任意のカード取得を、生命にかかわる保険証を使って事実上義務化し、強制することは許されない。

ついては、国におかれては、患者の受診機会を阻害し、医療現場に混乱を持ち込む、マイナ保険証及びオンライン資格確認の義務化方針を撤回するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
経済産業大臣	西	村	康	稔	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

教育費の保護者負担軽減を求める意見書

長引くコロナ禍に続き、急激な物価高騰は、多くの子育て世帯の家計をひっ迫させている。2021年に内閣府が行った「子どもの生活状況調査」では、過去1年間で必要な食料が買えなかった体験は全体で11.3%、ひとり親世帯では30.3%、母子家庭では32.1%と、深刻な困窮の実態が広がっている。また、同調査では、子どもの進学希望・展望について、大学以上と答えたのは全体では50.1%であるのに対し、低収入世帯では25.9%と大きな格差があり、低所得世帯にとって高すぎる学費・授業料が進学を阻む障壁となっている現実がある。2022年から本格化した物価高騰は、こうした実態に拍車をかけている。社会経済状況の変化によって、子どもたちの教育を受ける権利が侵害されるということや、子どもの貧困の拡大が起こるということはあってはならず、教育費の保護者負担軽減が求められる。

憲法第26条は義務教育の無償を定めているにも関わらず、現実には義務教育課程においても給食費等の保護者負担が残されている。学校給食法第2条に「義務教育諸学校における教育の目的を実現するため」とあるように、学校給食は教育的目的をもち、義務教育の一部であり、無償化されるべきである。

については、国におかれては、教育費の保護者負担軽減のため下記のとおり対策を求める。

- 1 学校給食費無償化を推進するため自治体への財政支援を行うこと。
- 2 高校生が授業で使用するタブレット端末は、自治体が全額公費で導入できるように財政支援を行うこと。
- 3 教育の機会均等を保障するため、学費負担の軽減と給付制奨学金を抜本的に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
文部科学大臣	永	岡	桂	子	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

意見書案第 11 号

教員定数を改善し、少人数学級を進める意見書

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策の対応も含め、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するためにも、教員定数を改善し、少人数学級を進めることは喫緊の課題となっている。

少人数学級を求める声と運動は毎年のように広がり続け、昨年度、改正義務教育標準法が成立し、ついに 40 年ぶりに学級編制基準が引き下げられることとなった。しかし対象は小学校のみであり、しかも 2025 年度までに段階的に 35 人に引き下げられることなど、不十分である。

今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での 35 人学級の早期実施も必要であり、加えて、きめ細かい教育を進めるためには、さらなる学級編制基準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

については、国におかれては、下記の措置を講じられるよう、強く求める。

- 1 中学校・高等学校の学級編制基準を全学年 35 人学級とした上で、さらに義務教育における少人数学級を推進し、30 人学級を実現すること。
- 2 抜本的に教職員を増員するとともに、計画的な教職員定数改善を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
文部科学大臣	永 岡 桂 子 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

意見書案第 12 号

原子力発電所の建替えや運転期間延長などの新方針撤回を 求める意見書

12月8日に、経済産業省の審議会は、原子力発電所の建替えや運転期間延長などを進めることを盛り込んだ行動指針案を大筋了承した。ロシアのウクライナ侵略に伴う化石燃料価格の高騰や電力需給ひっ迫など突発的な事態に乗じた重大な政策転換で、東京電力福島第1原発の甚大な事故への反省も教訓も投げ捨てた逆行であり、「安全神話」の復活にほかならない。しかも、国会での審議も行わず、民意にも問わないまま年内に最終決定することは、あまりに乱暴なやり方で、断じて許されない。特に、原則40年、最大60年という運転期間について、「安全対策」などで停止していた期間は運転期間から除外できるとしたことは重大である。すでに40年以上運転している老朽原発の高浜1、2号機は、福島原発事故以降、ほとんど停止していたので、60年を超えて70年近くも運転可能になる。京都府民の安全第一という京都府の立場からも、こうした方針は認められない。

岸田首相は、電力・エネルギーの安定供給や脱炭素を原発活用の理由に挙げているが、これらの課題は、省エネルギーと再生可能エネルギー拡大を真剣に追求してこそ打開の道が開かれる。原発に莫大な費用と労力をかけるのは、世界から遅れている日本の再生可能エネルギーの普及を一層遅らせ、気候危機対策の障害にもなりかねない。今こそ、原発依存と決別することが不可欠である。

ついでに、国におかれては、原発の建替えや運転期間延長などの新方針を撤回するとともに、原発再稼働をやめ廃炉を目指すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	松本剛明殿
財務大臣	鈴木俊一殿
経済産業大臣	
内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構)	西村康稔殿
内閣府特命担当大臣 (原子力防災)	
	西村明宏殿
内閣官房長官	松野博一殿

京都府議会議員 菅谷寛志

鉄道網の維持・活性化を求める意見書

国土交通省の「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」が、「輸送密度」1千人未満の路線の存廃などについて国と自治体、鉄道事業者が協議する「協議会」を国が主導して設置し、3年で結論を得るなどとする「提言」を7月に出し、国土交通省は、これに基づく法案を通常国会に提出する準備をしている。

検討会の「提言」は、「コロナ以前の利用者まで回復することが見通せず、事業構造の変化が必要」、「『不採算路線を含めて維持する』とした民営化時のルール=約束を果たせなくなった」などとしている。しかし、JR各社の赤字はコロナ危機による利用者減が主たる要因で、JR東日本、東海、西日本の本州3社は、コロナ危機で赤字に転落したが、行動制限がなくなった2022年度は黒字回復することが見込まれている。しかも、3社ともに、巨額の内部留保をかかえており、「不採算路線を含めて維持する」とした民営化時のルール=約束を果たすことは可能である。

なお、京都府内で対象となっている小浜線と関西線は、通勤・通学をはじめ、住民の生活に欠かせない路線であり、存続・活性化を図るべきである。

全国知事会は、国土交通省・検討会の「提言」を受けて、「分割・民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性、国鉄改革の精神等を改めて検証し・・・基幹的線区以外の線区も含めた全国的な鉄道ネットワークを維持・活性化するための方向性について示すこと」を国に求めている。

については、国におかれては、全国鉄道網の維持・活性化を図る責任を果たすべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
経済産業大臣	西	村	康	稔	殿
国土交通大臣	斉	藤	鉄	夫	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書

北陸新幹線敦賀—新大阪間は、約 8 割がトンネル区間で、残土量は少なくとも 880 万立米に及ぶにも関わらず、残土処分場も搬出ルートも明らかにされていない。地下水枯渇によって地下水を利活用している伝統産業・食品製造業や農業などへの影響が見込まれ、京都のまちと文化が壊されることになる。さらに、2兆1千億円という建設費の見込みは大きく膨らむことになり、地元自治体ひいては住民の負担は莫大なものになる。無駄で環境破壊の北陸新幹線延伸計画に対し、府民の批判が広がっている。

北陸新幹線敦賀—新大阪間の延伸について、環境破壊や地下水への影響から、多くの住民の反対や心配の声が上がるもとので、国土交通省が環境影響評価の遅れなどによって令和 5 年度初めの着工を断念した。

与党の「整備新幹線建設促進プロジェクトチーム」は 12 月 14 日の会合で着工時期が遅れる見込みだと初めて認めた。その一方で国土交通省は 12 月 20 日、敦賀—新大阪間の地質調査や用地取得に向けた調査費など 12 億円を盛り込む案を与党に提示した。

こうした「前倒し」で調査することは、脱法的であり府民の理解を得ることはできない。については、国におかれては、北陸新幹線延伸計画を中止することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
経済産業大臣	西 村 康 稔 殿
国土交通大臣	斉 藤 鉄 夫 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

消費税引下げとインボイス制度の中止を求める意見書

コロナ禍に加え、総務省が発表した 10 月の消費者物価指数は生鮮食品を除く総合指数で前年同月比 3.6%上昇、オイルショック以来 40 年ぶりの急激な物価上昇となっている。府内においても消費者物価指数は、前年同月比 3.4%上昇と、13 カ月連続の上昇である。総務省の「家計調査」で 2 人以上の平均的世帯の費目別支出額に物価上昇分を適用すると、年間 13 万円の負担増となることが報道されている。これが個人消費を冷え込ませ、原材料費やエネルギー価格の高騰とあいまって、中小企業・小規模事業者の経営を圧迫している。さらに来年から府内で約 4 万 7,000 件、1 兆円とされているゼロゼロ融資の返済が本格的に始まろうとしているもとの、いわゆる「三重苦」問題が深刻となっている。

世界では、こうした物価高騰に対して付加価値税（消費税）を引き下げる国々が現在までで 100 の国と地域にも広がっている。ところが、財務省は、その上にインボイス制度を実施して、消費税収を 2,480 億円も増やそうとしている。府内経済も支える多くの個人事業主等の納税免除が外されれば、伝統地場産業をはじめ、府内の多数の中小零細事業所やフリーランスがやむなく廃業に追い込まれる。また、物価高騰で苦しむ多数の消費者のさらなる負担増にもつながることになる。

現在では、幅広い国民と関係団体などの反対の声と運動により、政権内部でインボイス制度の延期の声があがっている。

よって、物価全体を抑える最も効果的な施策である消費税の引き下げとともに、免税事業者に新たな負担を強い、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足かせとなるインボイス制度の中止を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
経済産業大臣	西	村	康	稔	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志